

〈センター的機能の充実〉

小中学校等における医療的ケア児の支援体制の充実に向けたセンター的機能の在り方

千葉県立松戸特別支援学校

電話 047-388-2128

FAX 047-388-4781



研究のポイント

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)の基本理念として、“医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう最大限に配慮すること。また、国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ること”が明記されており、特別支援学校のセンター的機能の充実が求められている。本研究は、小中学校等の現状やニーズを把握し、今までの実践を通して本校の支援内容を整理することを目的とする。

■学校の概要

<https://www.chiba-c.ed.jp/matsudo-sh/>

本校は、東葛飾地区唯一の肢体不自由教育単独校として昭和44年に開校し、今年度で55年目を迎えた。全児童生徒は、178名在籍し千葉県の肢体不自由特別支援学校では大規模校である。地域の小中学校等に在籍する肢体不自由のある児童生徒のために、センター的役割を担い肢体不自由教育の充実に努めている。支援部を中心とし学校全体で、「教育相談・訪問支援」、「通級による指導」、「地域支援相談会」などの支援機能に力を入れている。

■研究課題

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、地域の小中学校や高等学校における医療的ケア児の支援体制の充実が求められる中、地域の小中学校等における医療的ケア児の受け入れの現状の把握や体制整備に必要な支援について、地域支援の実際をとおして実践研究を行う。

■研究の目的と方法

1. 目的

- (1) 医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、小中学校等の現状やニーズを把握すると共に本校のこれまでの実践をまとめ、今後の支援の在り方について整理する。
- (2) 本校が効果的にセンター的機能を発揮できる内容等について整理し、市教育委員会、小中学校等と共有し、一層の周知を図る。

2. 方法

- (1) 本校の実践の整理：これまでの実践をまとめつつ、それを踏まえた支援を継続して行い、小中学校等・児童生徒への支援について、今後の参考となる点を整理する。
- (2) 訪問支援を行った小中学校等のアンケートを実施する。
- (3) 協議会等の機会の活用：各市の協議会等で本校の実践について周知やグループ協議等を通して情報交換を行う。
- (4) リーフレット作成：本校のセンター的機能の案内リーフレットを作成する。

■研究概要

1 成果について

(1) 本校の実践の整理：今後の参考となる点を以下のように整理した。

①小中学校等への支援について…医療的ケアを必要とする児童生徒について、担任だけではなく学校全体の理解が深まると良い。例えば、特別支援学校の教員を講師に全校研修会等を実施できると良いと思われる。

②児童生徒への支援について…自立に向け、本人が自分でケアを行っていける視点を踏まえて指導支援していくと良い。例えば、特別支援学校における指導事例等について情報提供していくと良いと思われる。

(2) 訪問支援を行った小中学校等へのアンケート：アンケートを通して把握された現状やニーズは以下の通りである。

①全校での理解を深めていくためには、医療的ケアについて初めて知る教職員にとっても分かりやすい研修であると良い。

②本校で学校生活を送っている児童生徒の医療的ケアの様子を実際に見学できると良い。

③就学前の段階から、学校側で準備できることについて助言が必要である。

(3) 協議会等の機会の活用：千葉県医療的ケアネットワーク協議会、東葛飾地区医療的ケアネットワーク会議、各市の自立支援協議会等で本校の実践について周知や協議を行ったところ、以下の成果が得られた。

①市教委や関係機関が、医療的ケアでも特別支援学校のセンター的機能を活用できることを知り、今後のセンター的機能の活用につながる機会となった。

②各市の医療的ケアを必要とする児童生徒や市教委・小中学校等の対応について現状を把握することができ、今後のセンター的機能の参考になった。

(4) リーフレットについて：本校のセンター的機能の案内リーフレットを見直し、地域支援の例を含めて作成した。完成したリーフレットは、教育委員会や支援先への配布や本校ホームページへの掲載を行うことができた。

2 今後の課題

(1) 小中学校等の中で進級しても医療的ケア児への指導支援が一貫したものとなるよう、特別支援学校が継続して関わっていける関係づくりが必要である。

(2) 全校研修会や医療的ケアに係る書式の整備などだけではなく、日々の生活上の様々な相談に応じられるような連携となるようにする必要がある。

(3) 市教育委員会や小中学校等へのセンター的機能の広報は、年度当初だけではなく年間通してしていく必要がある。

(4) 小中学校等のニーズを的確に把握し、それに対応できる特別支援学校側の専門性の維持向上を図ると共に、組織的な取り組みとなるよう工夫していく必要がある。

■関連資料

- ・第3次千葉県特別支援教育推進計画

- ・文部科学省、6. 学校における医療的ケア、

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html